

令和2年第12回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和2年12月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第12回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員19名】

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 藤原 浩俊 | 2番 樋口 好澄 | 3番 田中 政則 |
| 4番 森山 勝馬 | 5番 手嶋 和彦 | 6番 田中 睦美 |
| 7番 原野 道明 | 8番 森部 賢一 | 9番 武井 正道 |
| 10番 手島 博行 | 11番 手島 信行 | 12番 畑 和徳 |
| 13番 田中 武俊 | 14番 櫻木 朝喜 | 15番 穴見 義夫 |
| 16番 林 新吾 | 17番 樋口 博幸 | 18番 伊藤 猛 |
| 19番 後藤 干城 | | |

【農地利用最適化推進委員】

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 20番 大山 源次 | 21番 浦塚 洋明 | 22番 坂田 稔 |
| 23番 金子 耕三 | | |

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 6号 非農地判断について
- ・議案第 7号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 松田 勝久 |
| 係長 | 中村 敬一郎 |
| 事務吏員 | 松尾 康年 |
| 事務吏員 | 水落 ひかる |
| 事務吏員 | 岩切 範宏 |

7. 本会議に出席した他課の職員

(開会 14:00)

8. 議 事

- 議 長 ただ今より、令和2年第12回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。本日は欠席の委員はありません。よろしくお願いいたします。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員19名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に16番林委員、4番森山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。
3ページまで16件ございます。以上、報告いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から16番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手のうえ、議席番号と名前をお願いします。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、以上で報告第1号を終わります。
4ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）につ
いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
- 農業振興課 (大山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
7ページをお開きください。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請につ
いて」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
事務局の説明を求めます
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。9ページまで8件ございます。
ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めま
す。9番武井委員。
- 9番 (武井委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、
議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人
は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
- 推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。

4番

(森山委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は4筆となっておりますが、上段の2筆と下段の2筆はそれぞれ1枚となっております、実質2枚となっております。譲受人は青汁の原料であるケールの栽培をされるそうです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。区会長の同意も得てあります。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番

(穴見委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議 長

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番

(穴見委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議 長

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番

(樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。

12番

(畑委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。この案件は、空き家に付属した農地です。12月4日に譲受人と面談を行いまして、くれぐれも農地を荒らさないようにしてほしい旨を伝えていきます。権利移転の理由は、譲受人は空き家に付属した農地取得、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。

12番

(畑委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番

(樋口委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は空き家に付属した農地取得、譲渡人は経営縮小。先日、譲受人と面談を行いました。ソバや花き類を栽培されるということを知っています。こちらで農業に取り組むのなら、地元の生産組合への加入等のアドバイスを行ったところ。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

まだ、時間が早いので休憩の前に現地のビデオを上映します。

事務局 (松尾) 議案第3号・第4号・第6号について現地のビデオを上映しながら、現地の状況等を説明(ビデオ上映)

議長 (ビデオ上映終了後) ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
14時55分まで休憩します
(休憩 14時45分→14時55分)

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。
10ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。2件ございます。

議長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長

議長 議長を交代しました。
審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は自己用住宅の建設、転用の理由は現在借家住まいのため、相続した農地に自己用住宅を建設するものです。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続し雨水等は水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長

議長 議長を交代しました。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番 (櫻木委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良、転用の理由は平成29年7月の豪雨災害で田と用水路が被災し、田として使えないため、85cm地上げして排水を良くし、畑として利用するものです。なお、耕作と管理は息子さんがされるそうです。農地法の運用は農用地区域内にある農地、用途区分は農用地区域内、農地の区分は農用地区域内農地に該当します。
ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
11ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。13ページまで9件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員。
- 4番 (森山委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は細長い農地です。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は、現在借家住まいのため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。生活排水は下水道接続、雨水等の処理については、申請地まで側溝が敷設されていないため、市役所に側溝の延伸を申請し、それに接続するというこゝで、地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
- 15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は近くの工場で主に魚を輸送する際の発砲スチロール製の平箱を製造しており、申請地に隣接する倉庫に一時貯蔵して各地に配送しているが、大型トラックや従業員用の駐車場が不足しているため、整備するもの。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、敷地拡張、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水等は水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
審議番号3番から6番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長
- 議長 議長を交代しました。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。転用の目的は貸露天駐車場の整備。理由は高齢の祖母から土地を取得し、貸駐車場を整備して賃料収入を得るもの。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、雨水等は水路へ放流することで地元と合意が成立しています。
ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は建売分譲住宅3棟の建設、理由は周辺地域は住環境が良く、宅地化も進んでいるため、建売分譲住宅を建設するものです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続し雨水等は水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は自宅が平成29年7月の豪雨災害で被災したため、父の土地を借りて自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、生活排水は合併浄化槽で処理し水路へ放流、雨水等も水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在の住まいが手狭になったため、自己用住宅の建設をするものです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続し雨水等は水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました。

次の、審議番号7番は譲渡人について農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、17番樋口委員が関係しますので、審議が終わるまで17番樋口委員は退室をお願いします。
(17番樋口委員退室)

議長

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。

10番

(手島委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水は合併浄化槽で処理し水路へ放流、雨水等も水路へ放流することで地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

審議が終わりましたので、17番樋口委員の入室をお願いします。

(17番樋口委員入室)

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番

(田中委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は隣接住宅に転居し、併せて通信販売事業を始めるにあたり、トラック等の駐車場がないため整備するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水等の処理についても地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番

(林委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は太陽光発電設備の設置及び露天駐車場の整備、理由は太陽光発電設備を整備して売電収入を見込み、併せて駐車場が不足しているため整備するものです。農地法の運用は杷木支所から300m以内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水等の処理についても地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
14ページをお開きください。次に、議案第5号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号1番から4番については、推進機構からの買入れです。審議番号5番から8番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から8番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から8番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号1番から8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第5号は承認とし市長へ通知いたします。
16ページをお開きください。次に、議案第6号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （水落）議案朗読をもって説明。1件ございます。
ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
2番樋口委員
2番 （樋口委員）審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第2種農地ですが平成29年7月の豪雨災害により被災しています。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 （「ありません。」）
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
15時30分まで休憩します
（休憩 15時25分→15時30分）

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開します。
ここで、審議に入ります前に現地の写真等を見ていただきます。

事務局 （松尾）議案第7号について現地の写真等を示しながら、現地の状況等を説明（写真投影）
議 長 （投影終了後）17ページをお開きください。次に、議案第7号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 （松尾）議案朗読をもって説明。21ページまで16件ございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課（安恒）詳細について説明。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。それでは、議案第7号、除外11件、編入4件、変更1

件を一括とし、質問や意見はありませんか。

17番挙手

議長 17番樋口委員

17番 (樋口委員) 除外の3番についてですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社の資材置場として敷地拡張と思われるがもう少し詳しく説明をお願いしたい。

事務局挙手

事務局 (松尾) 申請地は朝倉支所から500m以内の第2種農地であり、問題はありません。

議長 17番樋口委員よろしいですか。

17番挙手

議長 17番樋口委員

17番 (樋口委員) わかりました。

他に質問や意見はありませんか。

18番挙手

議長 18番伊藤委員

18番 (伊藤委員) 除外の7番について、駐車場の整備、事業拡大について説明をお願いします。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課 (安恒) 平成29年の豪雨災害により会社が被災したため、その移転先です。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (中村) 少し補足させていただきます。この件は、杷木の〇〇〇〇株式会社の移転先です。

議長 18番伊藤委員よろしいですか。

18番挙手

議長 18番伊藤委員

18番 (伊藤委員) わかりました。

他に質問や意見はありませんか。

17番挙手

議長 17番樋口委員

17番 (樋口委員) 除外の8番について、集落接続、敷地拡張のどちらかということでしょうか。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (松尾) 敷地拡張に該当します。

議長 17番樋口委員よろしいですか。

17番挙手

議長 17番樋口委員

17番 (樋口委員) わかりました。

他に質問や意見はありませんか。

13番挙手

議長 13番田中委員

13番 除外の11番に用悪水路とありますが、説明をお願いします。

農業振興課挙手

議長 農業振興課

農業振興課 (安恒) これは、現地の水路のことです。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (松田) ほ場整備等で用水路や排水路の整備後に、その水路用地の登記が行われますが、その際、登記地目は用悪水路という名称で行われます。これは不動産登記法により地目がそのように定められています。

議 長 13番田中委員よろしいですか。

13番挙手

議 長 13番田中委員

13番 (田中委員) わかりました。

他に質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、議案第7号、重要な変更の除外番号1番から11番、同じく重要な変更の編入番号1番から4番及び軽微な変更の変更番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第7号は承認とし、市長へ通知いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 16:06)